

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト(施設管理者向け①)

全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所(管理事務所や各施設の入口等)に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に参加者より提出を求めた書面については少なくとも1月以上は保存しておくこと
- 利用後に利用者等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、速やかに「スポーツ振興室(電話:079-221-2699 受付:月~金・8:35~17:20)」に報告すること
※上記時間外については、市役所守衛室(079-221-2134)にご連絡ください。

施設の予約時の対応

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられる。

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること(イベント当日に書面で確認を行う)
 - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障害者の誘導や介助を行う場合を除く)
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の利用受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒用薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限すること考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合は払い戻す。)
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 利用者が距離を置いて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフは、マスクを着用すること
- 姫路市公共施設予約システムを使った電子受付の一層の活用を図り、現地での受付等をできるだけ避けること
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 施設の利用前に、接触確認アプリ(COCoA)や、兵庫県新型コロナ追跡システムの登録を要請すること
- 利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
 - 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱(おおむね37度5分以上)
 - 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用者がマスクを準備しているか確認すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト(施設管理者向け②)

施設管理者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所

- 手洗い場にはポンプ型の石鹸を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を必要に応じて用意すること(利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること)
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意すること

□更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること(障がい者の介助を行う場合を除く)
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること

□洗面所(トイレ)

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場にはポンプ型の石鹸を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること(利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること)
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

□スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- スポーツ用具の貸し出しを行う場合は
 - 貸出を行った利用者を特定できる工夫をすること
 - 貸出前後に消毒すること
 - 利用者には、使用后、消毒して返却させること

□観客の管理

- 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること
- 選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること
- 全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避(時間差入場等)を行うこと

□運動・スポーツを行う施設の環境

- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 体育館の床をこまめに清掃すること
- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従うこと
- プールにおいては、例えば遊泳プール等で密な状態(いわゆる芋洗い状態)とならないようにすること
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること

□施設の入口

- 手指の消毒設備を設置すること
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒すること

□その他

- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

※このチェックリストは「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年9月29日改定 スポーツ庁)」に基づき作成しています。不明な点等があれば、当該ガイドラインを確認するか、スポーツ振興室にお問い合わせください。